

山形県広報広聴推進課管理に係る制作物の使用に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山形県広報広聴推進課が管理する映像、音楽、写真、記事、その他の制作物（以下「制作物」という。）を広報広聴推進課以外の者が使用する場合の手続き等に関し必要な取り扱いを定める。

(使用対象)

第2条 使用対象となる制作物は、次に掲げる広報媒体等において掲載されたものとする。

- (1) 広報誌「県民のあゆみ」
- (2) 県政広報新聞広告「県庁だより」
- (3) その他広報広聴推進課で管理している制作物(山形県庁ホームページ上でダウンロードが認められている制作物は除く)

(使用申請)

第3条 制作物について使用を希望する者は、山形県広報広聴推進課制作物使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して広報広聴推進課長に提出しなければならない。

(使用承認)

第4条 広報広聴推進課長は前条の規定により申請があった場合、その内容が次のいずれかに該当する場合を除き、制作物の使用を承認する。

- (1) 法令等に違反するおそれがあると認められるもの
- (2) 公序良俗に反するおそれがあると認められるもの
- (3) 専ら営利を目的とすると認められるもの。ただし、使用目的、貸出を希望する著作物の種類等を総合的に勘案して、県にとってPR効果が高いと判断されるものについてはこの限りではない。
- (4) 専ら政治又は宗教活動を目的とすると認められるもの
- (5) 県のイメージを損なうおそれがあると認められるもの
- (6) 肖像権又は著作権を侵害するおそれがあると認められるもの
- (7) 前1号から6号に掲げるもののほか、広報広聴推進課長が使用について不相当と認めるもの

(使用条件)

第5条 使用承認を受けた者は、制作物の使用に際して原則として「提供：山形県広報広聴推進課」と表示すること。

- 2 制作物を加工処理して使用する場合は広報広聴推進課長に協議すること。
- 3 使用後は速やかに使用の状態を示す現物又は写真等を広報広聴推進課長に提出しなければならない。

(使用料)

第6条 使用料は徴収しない。ただし、著作権等使用許諾手続きにおいて著作権使用料等が必要となった場合は、申請者と権利者の間でその取り決めを行うものとする。

(使用承認の取り消し)

第7条 広報広聴推進課長は、制作物の使用がこの要領及び使用承認の内容に違反していると認められるときは、その使用承認を取り消すことができる。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、広報広聴推進課長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年5月1日から施行する。

(様式第1号)

山形県広報広聴推進課制作物使用承認申請書

年 月 日

山形県広報広聴推進課長 殿

氏 名
住 所
連絡先

1 制作物

種 類	映像 音楽 写真 記事 その他
広報媒体名	※県民のあゆみ、県庁だよりなど明確に記入すること
使用する箇所	※発行番号、ページなど具体的に記入すること。

2 使用方法等

使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日()～ 年 月 日()
受渡の希望媒体	

3 使用者

団体・個人名	
団体・個人住所	
団体の概要	
担当者氏名	
電話/FAX	
メールアドレス	

※ この個人情報については山形県広報広聴推進課制作物使用承認のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

【遵守事項】

- 1 使用は使用目的の1回だけとし、他に使用しないこと。
- 2 制作物を加工処理する場合は広報広聴推進課長に協議すること。
- 3 使用は使用者本人のみとし、他者へまた貸ししないこと。
- 4 使用後は速やかに使用の状態を示す現物又は写真等を提出すること。
- 5 使用した制作物は速やかに返却すること。
- 6 制作物が記録された媒体等を破損した場合は、その媒体等を現物弁済すること。